

運輸支局での新規・移転登録時に減免申請される方へ

*運輸支局での新規・移転登録時に併せて中央東県税事務所員駐在所で申請してください。この時に申請できなかった場合は、4月1日～納期限※までに各県税事務所
所で申請してください。※通常5月31日。土日に当たる場合は翌営業日。
(12:00～13:00は昼休みで、受付できません。)

【申請の際に必要なもの】

本人運転 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方ご本人が運転する場合

- ① 自動車税環境性能割種別割減免申請書（中央東県税事務所員駐在所でもご記入いただけます。）
- ② 車検証又は電子車検証（原本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【注1】
- ③ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳（原本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【注2】
- ④ 運転免許証又はその写し（表・裏の両面とも） ※免許停止期間中は受付できません

家族運転 身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同一にする親族が運転する場合

- ① 自動車税環境性能割種別割減免申請書（中央東県税事務所員駐在所でもご記入いただけます。）
- ② 車検証又は電子車検証（原本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【注1】
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳（原本）・・・・・・・・・・・・・【注2】
- ④ 運転免許証又はその写し（表・裏の両面とも） ※免許停止期間中は受付できません
- ⑤ 住民票謄本等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【注3】
- ⑥ 使用内容証明書（使用目的「通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅」の場合）・・・・・・・・・【注4】
（通院証明書、通学（園）・通所・帰宅証明書、通勤証明書又は生業証明書）
- ⑦ 誓約書（使用目的「日常生活」の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【注5】
- ⑧ 直近1ヶ月の自動車運行実績（使用目的「日常生活」の場合） ※後日各県税事務所に提出・・・・・・・・・【注6】

（代理の方でも申請できますが、郵送での申請はできませんので、ご注意ください。）

【注1】車検証又は電子車検証

身体障害者等に課税された自動車税種別割の減免制度であるため、原則として当該自動車の名義は、申請日現在で、身体障害者等であることが必要です。（納税義務者＝身体障害者等）

したがって、車検証の登録は、

- ① 「本人運転」の場合は、「所有者」「使用者」欄がともに「身体障害者等」となっていることが必要です。
ただし、「所有権留保」の場合は、次の「所有者」「使用者」で申請可能です。

所有者欄	使用者欄
ディーラー等	身体障害者等

- ② 「家族運転」の場合は、車検証の「所有者」「使用者」欄が以下のような登録となっていることが必要です。（身体障害者手帳・戦傷病者手帳での申請の場合）

ア.

所有者欄	使用者欄
身体障害者等	身体障害者等又は 運転者（同一生計親族）

イ.「所有権留保」の場合は、

所有者欄	使用者欄
ディーラー等	身体障害者等

ただし、身体障害者の方が18歳未満である場合は、「所有者」「使用者」欄が「同一生計親族」でも構いません。その場合、身体障害者の方が18歳になりますと、当該年度の末日（3月31日）までに登録の変更をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

運輸支局での新規・移転登録時に減免申請される方へ

- ③ 手帳をお持ちの方が、「知的障害児・者」、「精神障害者」の場合は、「家族運転」のみの申請となり、車検証の「所有者」「使用者」の欄は、以下のような登録となっている必要があります。

ア.

所有者欄	使用者欄
知的障害児・者、精神障害者、 又は同一生計親族	知的障害児・者、精神障害者、 又は同一生計親族

イ. 「所有権留保」の場合

所有者欄	使用者欄
ディーラー等	知的障害児・者、精神障害者、 又は同一生計親族

【注2】身体障害者手帳等

「有期日付」「次の判定日」等の日付の記載がある場合は、その日付が申請日以降である必要があります。

【注3】住民票謄本等 ※使用目的にかかわらず家族運転の場合に必要な書類です。

- ①身体障害者等と運転される方が同居の場合、又は同居で世帯分離（住民票が別々）の場合

同居 → 住民票（世帯全員で、続柄が記載されているもの）
世帯分離 → 住民票（同上）に加え、続柄を証明する書類（戸籍等）が別途必要になります。

- ②身体障害者等と運転される方が、やむを得ない理由により別居の場合、又は使用内容が帰宅の場合

→ 障害者、運転者それぞれの住民票、扶養関係を証明する書類（健康保険証（国保は不可）確定申告書、源泉徴収票、住民税申告書のうちいずれか）

【注4】使用内容証明書

※家族運転で使用目的「通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅」の場合に必要な書類です。

通院、通学・通園、通勤等のために週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、通院、通学・通園、通勤等の状態が今後1年以上継続する見込みとの証明が必要です。

【注5】誓約書

※家族運転で使用目的「日常生活」の場合に必要な書類です。

日常生活のために週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、今後1年以上継続する見込みであること、申請内容と異なる事実が判明した場合には減免を取り消し課税されることに異議がないことの誓約が必要です。

【注6】直近1ヶ月の自動車運行実績 ※家族運転で使用目的「日常生活」の場合に必要な書類です。

実績を記載する必要があるため、納車後に「直近1ヶ月の自動車運行実績」（月日、主となる施設名称、総走行距離計の数値等）を記載してください。総走行距離計の数値確認等のため、指定した日までに各県税事務所に該当車両でお越しのうえ提出してください。なお、自動車運行実績は、障害者が同乗し障害者のために週1回以上又は月4回以上使用していること、かつ、その走行距離が1ヶ月の走行距離の50%以上であることが必要です。

■ その他の注意事項

- ・減免の対象となる自動車は、軽自動車等を含め1台限りです。2台以上を減免することはできません。
- ・家族運転の場合、もっぱら障害者のために使用していることが要件となります。運転者の通勤にもっぱら使用している場合等、当該車両をもっぱら障害者以外のために使用している場合は申請できません。
- ・身体障害者等が入院中の場合は、受付できません。（入院は使用内容の対象とはなりません。）
- ・鍼灸接骨院等への通院は、医師の診断書（通院が必要な証明等）がある場合にのみ、使用内容証明書として認められます。（鍼灸接骨院等の証明のみでは不可）
- ・営業用自動車・車検切れの自動車・自動車税種別割が未納の自動車は、減免の対象とはなりません。
- ・自動車運行実績の提出がない場合、又は提出された運行実績に疑義が残る場合は減免を取り消し、納税が必要となります。
- ・登録時の課税状況、前減免車の状況等により、申請できない場合があります。

【問い合わせ先】

高知県中央東県税事務所

所在地：高知市大津乙 1820-1

電話：088-866-8510